

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年1月23日
【発行者の名称】	株式会社アクトビ (ACTBE Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 藤原 良輔
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市西区北堀江1丁目3-24
【電話番号】	06(6568)9986 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小高 結衣
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/">https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/</a>
【電話番号】	052(589)2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アクトビ <a href="https://actbe.co.jp/ir/">https://actbe.co.jp/ir/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3-4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期（中間）	第7期	第8期
決算年月	2025年10月	2024年4月	2025年4月
売上高（千円）	210,128	67,730	367,053
経常利益又は経常損失(△)（千円）	15,592	△1,344	32,967
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（千円）	2,247	△729	21,320
中間包括利益又は包括利益（千円）	2,051	△91	21,497
純資産額（千円）	70,163	46,614	68,111
総資産額（千円）	223,038	182,103	246,472
1株当たり純資産額（円）	701.63	466.14	681.11
1株当たり配当額（円）	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	（—）	（—）	（—）
1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	22.47	△7.29	213.20
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	20.96	—	—
自己資本比率（％）	31.5	25.6	27.6
自己資本利益率（％）	3.3	△1.6	37.2
株価収益率（倍）	222.5	—	—
配当性向（％）	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	673	16,007	34,788
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△36,718	7,585	△6,718
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△15,198	△3,268	25,442
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	118,669	117,323	169,538
従業員数（人）	28	25	24

（注）1. 当社は、第7期より連結財務諸表、第9期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しております。そのため、第9期中間連結会計期間より以前の中間連結財務諸表は記載しておりません。

2. 第7期および第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第7期および第8期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であります。

5. 第9期中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の期中レビューを受けております。

また、第8期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けておりますが、第7期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

7. 第7期は決算期変更により2024年2月1日から2024年4月30日の3か月間となっております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数（名）	28
---------	----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 発行者の状況

2025年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
28	29.5	2.1	4,296

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに回復しております。特に2025年4～6月期の実質GDPは前期比年率2.2%増加し、設備投資や輸出が寄与しました。消費は回復に足踏みが見られますが、雇用は自発的な離職を中心に改善傾向にあり、労働需給は引き続きひっ迫しております。

このような経済環境のもと、当社の事業領域であるデジタルトランスフォーメーション（DX）に関連するIT投資需要は、依然として旺盛な状況が続いております。企業においては、非製造業を中心に投資活動が活発化しております。

各企業は新たな事業モデルへの転換や労働力人口の減少による人手不足への対応といったニーズに直面しており、IT技術分野に対する需要は高い水準を維持しております。コロナ禍を契機とするデジタルシフトの機運も依然として継続しており、企業内の課題や社会課題の解決に向けたテーマとしてDXへの投資は加速しております。今後も継続してデジタル変革のためのIT投資は今後も活発に実行されることが予想され、真のDX実現に向けた本質的なサービス提供が求められる市場環境が継続するものと見込まれます。

このような経済状況において、当社グループでは「エンジニア・デザイナーの職域の再定義」という理念のもと、本質的なDX支援を進めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高210,128千円、営業利益12,453千円、経常利益15,592千円、親会社株主に帰属する中間純利益2,247千円となりました。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は118,669千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動の結果、673千円の収入となりました。これは主に減損損失が11,914千円あった一方で、売上債権の増加8,840千円、法人税等の支払7,493千円があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動の結果、36,718千円の支出となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出10,000千円、敷金及び保証金の差入による支出20,680千円があったことによるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動の結果、15,198千円の支出となりました。これは長期借入金の返済による支出15,198千円があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載に代えて、事業別に記載しております。

事業分野	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)	前年同期比 (%)
Product Development Partner事業 (千円)	107,065	—
Business Intelligence事業 (千円)	82,072	—
Branding事業 (千円)	14,230	—
Advisory事業 (千円)	6,760	—
合計 (千円)	210,128	—

(注) 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
ダイキン工業株式会社	38,820	18.47
株式会社日本アクセス	25,836	12.30
パナソニック株式会社	22,252	10.59
株式会社M's Capital Holdings	22,130	10.53

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

##### <J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、2024年2月20日に名南M&A株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

##### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

##### a. 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

##### b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

##### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
  - (a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
  - (b)甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
  - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
  - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

#### ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### ⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積もりと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は173,194千円となり、前連結会計年度末に比べ50,572千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が50,868千円減少したことによるものであります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は49,843千円となり、前連結会計年度末に比べ27,138千円増加いたしました。これは主に敷金及び保証金が23,171千円、投資有価証券が10,000千円増加した一方、建物が11,689千円減少したことによるものであります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は72,766千円となり、前連結会計年度末に比べ10,288千円減少いたしました。これは主に未払法人税等が3,415千円、未払消費税等が4,549千円減少したことによるものであります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は80,109千円となり、前連結会計年度末に比べ15,198千円減少いたしました。これは長期借入金が15,198千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は70,163千円となり、前連結会計年度末に比べ2,051千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益2,247千円によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間の設備投資の総額は6,096千円であり、主なものは社用車の購入及び自社で使用するパソコン等であります。当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資の記載を省略しております。

### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

#### (1) 発行者

2025年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市西区)	事務所設備等	167	1,117	3,398	4,684	28

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 本社の建物は賃借しており、当中間連結会計期間の賃借料は4,260千円であります。  
3. 従業員数は就業人員であります。

#### (2) 在外子会社

重要な設備はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

#### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年10月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年1月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000	300,000	100,000	100,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	400,000	300,000	100,000	100,000	—	—

- (注) 1. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は99,000株増加し、100,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、2025年7月24日付で発行可能株式総数は396,000株増加し、400,000株となっております。
2. 2025年7月23日開催の定時株主総会決議により、2025年7月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 第1回新株予約権(2022年8月17日 臨時株主総会決議)

区分	中間連結会計期間末現在 (2025年10月31日)	公表日の前月末現在 (2025年12月31日)
新株予約権の数(個)	71	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,100(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年10月2日 至 2032年8月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
  - ①当社が消滅会社となる合併契約、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(存続会社又は完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)
  - ②本新株予約権の行使条件に該当しなくなったため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できなくなったとき
  - ③新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄したとき
  - ④本新株予約権が失効したとき、又は当社と新株予約権者との間の合意により本新株予約権が失効したとき

6. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2024年12月11日 臨時株主総会決議）

区分	中間連結会計期間末現在 (2025年10月31日)	公表日の前月末現在 (2025年12月31日)
新株予約権の数（個）	45	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	26	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,500（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年12月26日 至 2034年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- （1）募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - （2）募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. （1）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- （2）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
  - （3）新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
  - （4）各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株

予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日まで
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 3 に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由
  - ①当社が消滅会社となる合併契約、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(存続会社又は完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)
  - ②本新株予約権の行使条件に該当しなくなったため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できなくなったとき
  - ③新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄したとき
  - ④本新株予約権が失効したとき、又は当社と新株予約権者との間の合意により本新株予約権が失効したとき

6. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年5月1日 ～ 2025年10月31日	—	100,000	—	8,000	—	2,000

(6) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
藤原 良輔	大阪市西区	71,100	71.10
豊田産業株式会社	大阪府吹田市	14,900	14.90
石村 真一	大阪市西区	9,000	9.00
山本 雄三	兵庫県西宮市	5,000	5.00
計	—	100,000	100.00

- (注) 1. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
2. 2025年7月24日付で株式分割（普通株式1株を100株に分割）を行っており、上記の株式数は、株式分割後の株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 100,000	1,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	100,000	—	—
総株主の議決権	—	1,000	—

- (注) 1. 2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は99,000株増加し、100,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、2025年7月24日付で発行可能株式総数は396,000株増加し、400,000株となっております。  
2. 2025年7月23日開催の定時株主総会決議により、2025年7月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
最高(円)	—	—	—	—	—	5,000
最低(円)	—	—	—	—	—	5,000

(注) 1. 最高・最低価格は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2025年10月23日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしましたので、それ以前については、該当事項はありません。

### 3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。  
また当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、前中間連結会計期間（2024年5月1日から2024年10月31日まで）の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）の中間連結財務諸表について、OAG監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	169,538	118,669
売掛金	33,495	42,335
未成業務支出金	1,849	898
その他	19,070	11,542
貸倒引当金	△187	△251
流動資産合計	223,767	173,194
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	11,857	167
車両運搬具（純額）	-	1,117
工具、器具及び備品（純額）	3,713	3,398
有形固定資産合計	15,571	4,684
無形固定資産		
ソフトウェア	-	2,217
無形固定資産合計	-	2,217
投資その他の資産		
投資有価証券	-	10,000
敷金及び保証金	4,120	27,292
繰延税金資産	1,074	3,717
その他	1,938	1,932
投資その他の資産合計	7,134	42,942
固定資産合計	22,705	49,843
資産合計	246,472	223,038

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年4月30日)	当中間連結会計期間 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	30,396	30,396
未払金	17,792	18,858
未払費用	11,658	11,656
未払法人税等	7,382	3,967
未払消費税等	11,242	6,693
その他	4,582	1,194
流動負債合計	83,054	72,766
固定負債		
長期借入金	95,307	80,109
固定負債合計	95,307	80,109
負債合計	178,361	152,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,000	8,000
資本剰余金	2,000	2,000
利益剰余金	58,287	60,534
株主資本合計	68,287	70,534
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△176	△371
その他の包括利益累計額合計	△176	△371
純資産合計	68,111	70,163
負債純資産合計	246,472	223,038

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)	
売上高		210,128
売上原価		80,735
売上総利益		129,392
販売費及び一般管理費	※1	116,938
営業利益		12,453
営業外収益		
受取利息		238
為替差益		570
敷金償却戻入益		3,202
その他		170
営業外収益合計		4,181
営業外費用		
支払利息		874
その他		168
営業外費用合計		1,043
経常利益		15,592
特別利益		
固定資産売却益		5
特別利益合計		5
特別損失		
減損損失	※2	11,914
特別損失合計		11,914
税金等調整前中間純利益		3,683
法人税、住民税及び事業税		4,078
法人税等調整額		△2,642
法人税等合計		1,436
中間純利益		2,247
親会社株主に帰属する中間純利益		2,247

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)
中間純利益	2,247
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△195
その他の包括利益合計	△195
中間包括利益	2,051
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	2,051

## ③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	3,683
減価償却費	3,487
減損損失	11,914
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	64
受取利息	△238
支払利息	869
為替差損益 (△は益)	△570
固定資産売却益	△5
敷金償却戻入益	△3,202
売上債権の増減額 (△は増加)	△8,840
棚卸資産の増減額 (△は増加)	951
前渡金の増減額 (△は増加)	9,431
未払金の増減額 (△は減少)	1,089
未払費用の増減額 (△は減少)	△2
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△4,549
預り金の増減額 (△は減少)	△3,380
その他	△1,905
小計	8,798
利息及び配当金の受取額	238
利息の支払額	△869
法人税等の支払額	△7,493
営業活動によるキャッシュ・フロー	673
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△10,000
有形固定資産の取得による支出	△3,788
有形固定資産の売却による収入	80
無形固定資産の取得による支出	△2,330
敷金及び保証金の差入による支出	△20,680
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△15,198
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,198
現金及び現金同等物に係る換算差額	374
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△51,243
現金及び現金同等物の期首残高	169,538
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 118,669

【注記事項】

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「敷金及び保証金」については、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた4,120千円は、「敷金及び保証金」として組み替えております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)
役員報酬	28,500千円
貸倒引当金繰入額	64

※2 減損損失の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)
建物	11,354千円
工具、器具及び備品	428
その他	131
計	11,914

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金勘定	118,669千円
現金及び現金同等物	118,669

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

当社グループは、Tech-Integrator事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、Tech-Integrator事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（自2025年5月1日 至2025年10月31日）

	金額（千円）
Product Development Partner事業	107,065
Business Intelligence事業	82,072
Branding事業	14,230
Advisory事業	6,760
顧客との契約から生じる収益	210,128
外部顧客への売上高	210,128

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)
(1) 1株当たり中間純利益	22.47円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	2,247
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	2,247
普通株式の期中平均株式数（株）	100,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	20.96円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（千円）	—
普通株式増加数（株）	7,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 当社は、2025年6月25日開催の取締役会決議により、2025年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額を算定しております。

2. 当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定については、2025年10月23日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2025年10月31日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

(本社移転)

当社は、決算日以後に開催された取締役会において、本社を移転することについて決議いたしました。

1. 新本社所在地

大阪府大阪市中央区博労町3丁目3-7 2階

2. 移転時期

2026年2月1日

3. 移転の理由

事業拡大に伴う人員増加に備えた執務スペースの確保、及び本社機能の拡充のため。

4. 当社業績に与える影響

本件が当社に与える影響につきましては、軽微であります。

5. その他

現本社所在地と新本社所在地は同一市内（大阪市）であるため、定款の変更はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月20日

株式会社アクトビ  
取締役会 御中

OAG監査法人

大阪府吹田市

指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	今 井 基 喜
指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	橋 本 公 成

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクトビの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクトビ及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般の公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（中間発行者情報提出会社）が別途保管しております。